

公益通報者保護制度の実効性の向上
に関する検討会
第5回議事録

消費者庁消費者制度課

公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会（第5回）

1. 日時 平成27年10月28日（水） 15:00～17:00

2. 場所 消費者委員会大会議室

3. 出席者

（委員）

宇賀座長、升田座長代理、井手委員、川島委員、北城委員、串岡委員、光前委員、
今野委員、島田委員、土田委員、拝師委員、水尾委員、山口委員

（消費者庁）

板東長官、井内審議官、加納課長、金谷企画官、大友課長補佐、渡邊政策企画専門職

4. 議事

（1）開 会

（2）議 事

・行政機関の取組の促進について

（3）閉 会

<資料一覧>

資料 行政機関の取組の促進について

参考 行政機関の取組の促進について

《 1. 開会 》

○宇賀座長 それでは、只今より第5回公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会を開催いたします。

まず、事務局から委員の出欠状況の報告と資料の確認をお願いします。

○加納課長 本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の出欠状況でございますが、本日は若杉委員が御欠席でございます。また、川島委員は御都合で4時頃御到着です。

それから、本日お配りしている資料の確認でございますけれども、議事次第にある資料と、それから「参考」といたしまして、ともにタイトルは行政機関の取組の促進ということで、本日のテーマであります。その部分を載せましたものをお配りしております。事務局からの資料は以上であります。井手委員から今回のテーマである行政機関における通報ということに関しまして、過去に書かれた新聞記事を御提供いただきました。どうもありがとうございました。事実上の配付物として皆様の机上にお配りしております。配付資料は以上でございます。

《 2. 行政機関の取組の促進について 》

○宇賀座長 資料のほうはよろしいでしょうか。

さて、工程スケジュールによりますと、今回の検討会は「行政機関の取組の促進」として、行政機関の取組の改善のための方策などを中心に御議論いただく予定となっております。そこで、消費者庁がこれまでに行ってきました有識者ヒアリング、実態調査などを踏まえ、まずは行政機関における公益通報制度の整備、運用に係る現状と課題について事務局に整理をしてもらいましたので、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○金谷企画官 それでは事務局の方から資料の御説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料「行政機関の取組の促進について」に基づきまして御説明を申し上げます。資料1ページをお開きいただきまして、通し番号1ページからでございます。ここでは、現状について簡単にまとめております。そもそも行政機関に対する外部労働者の方からの通報につきましては、これを端緒といたしました行政機関による監視、是正機能の一層の拡充に資する、あるいは外部通報による法令違反の抑止というのが国民生活の安心・安全に資する、という意味で重要なものがあると考えております。参考のところ、関連する調査、ヒアリング結果等について書かせていただいておりますが、例えば外部通報の受理件数等の一覧を見ていただきますと、大体年間で4,200件強が受理件数として挙がってまいりまして、3,200件が是正されているとい

う状況でございます。この4,200件余のうち、約4,000件が労働基準監督署が受理したものであるということだけ付言させていただきたいと思えます。

また、その下のところでございますが、通報先といたしまして、まずどこに通報するかということについて労働者の方に伺ったところ、労務提供先というのが約半分、その他に行政機関が4割強あるということで、この点でも行政機関への通報というものを意識していただいていると思われまふ。またその下のところでございますけれども、労務提供先に通報しますと解雇や不利益な取り扱いを受ける恐れがあるということを理由にしまして、行政機関を選択されるという方も4割程度いらっしゃるということで、こうした意味からも行政機関における通報処理というものがきちんと機能することが重要ではないかなと考へております。

ただ残念ながら1ページ(2)のところでは書かせていただいておりますが、近時、通報を受けた行政機関において、不適切な対応がなされている、具体的には、労働者の方が通報したにもかかわらずその通報を放置した、あるいは通報を受け付けて調査するべきところだったのですけれども、その調査が不適切であった、さらには、通報された労働者の方の個人のお名前等秘密の漏えいがあった、こうした事案が散見されるということでございます。

具体的には2ページのところで書かせていただいております。下の方で枠囲みで何件か書かせていただいております。一つ目の案件、一番上の枠囲みは、共済組合の案件でございましたが、自分のところの共済組合で不適切な契約があるということで、所管官庁に通報したところ、残念ながらその通報を受けた担当者が共済組合に対して事実関係の問い合わせをしたのみで十分な調査をしなかった、併せてその際、組合に対して通報者の名前を伝えて秘密の漏えいがあった、といったことがございました。

二つ目の事案につきましては、市立高校の顧問の先生が部員に対して体罰を行っていたという通報があったにもかかわらず市の教育委員会が学校長に対して調査を指示して、学校長は十分な聞き取り調査をしなかった。その結果、最終的に通報されていたお子さんが自殺するという大変悲惨な結果になったということでございます。

それから三つ目の事案は、東京の弁当製造業者に勤務していた従業員の方が、自分のところは衛生管理に問題があるのではないかとということで保健所に通報した。それで保健所が抜き打ち検査をしたところまではよかったです、その際に事業者に対して通報があったことを漏えいしてしまったということでございます。この件も大きな企業ではなかったものですから誰が通報したのかが分かったということで、同事業者がその従業員の方を解雇するという事態になっております。

それから1ページおめぐりいただきまして一番上でございます。これは難病の治療法を研究するプロジェクトチームの研究者の方が、自分のところのプロジェクトでデータの改ざんがあるようだと所管官庁の方に通報したところ、その担当官が研

て抜き打ち検査をしたものですから、そのパートを担当している人間が誰であるかというのが大体見当がついたということで、その方が虚偽の通報をしたという理由をつけて、どうも解雇したという事案だそうでございます。

○山口委員 はい、分かりました。

○宇賀座長 ほか、いかがでしょうか。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 ここで挙げていただいたような不適切なケースというのは、やはりたまたまその担当者がよく公益通報の問題について理解がなくてやってしまったというよりは、むしろこれが原則的な対応であって、ほとんどの行政担当者の方にこの問題が浸透していないんじゃないかと思えます。あくまで氷山の一角ではないかと捉えるべきだろうと思っています。

ということと、それから、2014年の3ページの一番上のケース、J-ADNIのケースだと思うんですが、このケースが一つの典型かと思うんですが、行政は普通は中立性が要求されて、中立だとみんな思って、恐らくこの通報された方もそれを信じて所管省のほうに通報したと思うんですが、実際は、このケースの場合には厚労省そのものがこのプロジェクトについて研究費も一部負担したり、かなり関わっているんですね。そうすると、中立性には非常に疑問があって、やはりこの案件については、行政そのものも当事者化していると。要するに、通報者との関係では利益相反が、対象者との関係では利害関係があるということもあるかと思えます。そうすると、やはりこれも単発で誰がいい、悪いという問題というよりは、非常に構造的な問題が背景にあるんだという理解をしています。ただ、今後の議論の前提ということですが、そういう現状について2点ですね、前提としては確認しておく必要があるかなと思えます。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。北城委員、どうぞ。

○北城委員 3ページのところで、通報相談窓口の設置状況に関して、都道府県で93.6%、市町村はさらに低いということですが、まずは通報窓口の設置は、是非全ての省庁、あるいは市区町村で実行すべきだと思います。その上で、この通報窓口が適切に調査し、問題を解決するというのは重要で、それについては今後いろんな検討の中で、ガイドラインを作ったり、調査した結果がどうなっているかを公表するということになると思います。窓口で受けた後の調査は大変重要で、それは前回の事業者に関しても同じことです。その上で、4ページの参考の矢印の3番目のところに、公益通報者の氏名と個人情報の漏えいが云々と書いてあって、これは参議院の附帯決議になっているんですが、個人情報を守るということは非常に重要です。なおかつその矢印の2番目に自分が通報したということが労務提供先や上司、同僚に知れてしまうということが大変恐れているということがあるので、誰が通報したかということ、窓口の人が匿名性を守るということも重要なんですが、実は窓口に行く前に匿名性を守る仕組みも用意しなければならないと思います。

それは矢印の参考の1のところに、引き継ぎがなされていないことが書いてあり

ますが、ということは、窓口の人は人事異動でほかに行ってしまう可能性があり、誰が通報したかということ自体を知ってる人が省庁の中のいろいろなところに存在することになってしまいます。各省庁の窓口を最初に通報する窓口としてもいいのですが、そのほかに例えば消費者庁のほうで窓口を作って、そこから通報した人の名前を伏せて問題提起をすとか、あるいは外部の弁護士事務所ないしは通報窓口を事業とするようなところをまず第一の窓口にして、そこから名前を伏せて、絶対に名前を出さずに各省庁の窓口で調査を依頼するという仕組みが必要です。これは事業者と同じように、とにかく問題があるところの省庁に窓口を置いて、その窓口の担当者が名前をまず知ってしまうということ自体が通報する人にとっては大変不利益が心配される場所なので、匿名性を守る仕組みをきちっと作らない限り、多くの方が通報してこなくなると思います。

○宇賀座長 ありがとうございました。升田委員、どうぞ。

○升田委員 今回の質問のあった3ページの通報・相談窓口のところなんですが、まず一つは、外部の労働者からの通報・相談窓口と内部の職員等からの通報・相談窓口で、設置の割合が違うというのは非常に奇異に感じるんですけども、別のものとして設置しているのかどうなのかというと、なぜそんなに外部の人からのが少ないのかというのが一つ目の質問です。

それから、二つ目は、内部の職員と外部の労働者を分けてあるんですが、違法行為がある場合はほかの通報者もあり得るわけですし、今あるところもあると思うんですけど、そういったものについてのこういう調査はないのかということと、市町村が余りにも割合が低いところではなかなか見逃しがたいと思うんですけども、しかし、今後努力してもなかなか改善が期待できそうにない数字というと失礼ですけども、いろんな実情を踏まえると、相当な御努力をいただかないとなかなか難しいのかなという点があります。

それから、もう一つは各省庁100%となっているんですが、これはそれぞれの省に一つだけというレベルなんでしょうか。それとも地方のいろいろな、出先というと失礼ですけども、関係機関を置いておられて、そういうところにも若干そういうものが置いてあるように認識しているんですけども、逆に言うと、広い日本全国を所管する場合に東京に1個だけで、必ずしもメールとか、あるいは電話だけで通報するとは限らないだろうと思うんです。そういったことはないのかということ、逆に言うと、市町村などでも今広域化していますので、そういったところも、1か所でいいのかどうなのかということが、いろいろ申し上げて恐縮ですが、そういったところも総合的にちょっと検討いただいてもいいのかなという気がいたします。

○宇賀座長 事務局から今お答えできる範囲でお答えいただきたいと思います。

○大友課長補佐 我々も全てデータを持っていることばかりではないんですけども、例えば、外部の労働者からの通報・相談窓口の設置率が低いということに関しましては、

各原課のほうで通報を受け付けているケースもあるようでございまして、特段にその窓口を設置していなくても対応されているケースもあると聞いております。

○宇賀座長 そのほかの点については、また調査できればと思います。土田委員、どうぞ。

○土田委員 3ページにありますように、通報の放置に関する事例の中で、要するに退職者であることを理由に通報者ではないという事例が出ていますけれども、やはり行政機関であったとしても、労働者に限るといことは、私はこれは余りにも狭いのではないか。関連する事業者であっても、なおかつ退職者であっても、退職者だから言えたということもあると思いますので、通報者の範囲は行政においても広めにとっていただきたいと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。水尾委員、どうぞ。

○水尾委員 先ほどの升田委員の御質問に関連するんですが、例えば市区町村で外部も低いし、内部も低いという数字があった場合です。こういう調査をした場合には、ただ単に表面的な数字だけじゃなくて、その背景にある理由をよまなければなりません。例えば必要性を感じていないから作っていない、あるいは面倒だからとか、あるいは人員がそもそも少なくて、今そこまで手が回らないとか、いろんな要因が考えられると思うんですが、そこをやっぱり浮き彫りにして、重要な部分から潰していくことが必要じゃないかなと思うんですよね。そんな背景もいつかの時点でやっぱりこの辺についてはきちっと明確にしたほうがいい、調査等も含めて、と感じます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

○金谷企画官 今の点につきまして、参考資料のほうにその理由を挙げさせていただいておりますので、御紹介させていただければと思います。参考資料の43ページのところをお開きいただければと思います。これはまず内部の職員からの通報・相談窓口の未設置の理由というところで挙げさせていただいておりますが、理由として大きいのが人手が足りないですとか、あとは同規模の市区町村も導入していないといったものがあるようです。

それから、次のページのところで、外部の労働者からの通報・相談窓口を設置していない理由についても書かせていただいておりますが、こちらのほうでもやはり職員の体制が整っていないとか、制度についての理解の不足であるとか、そうした理由が挙げられているということでございます。御紹介でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、お時間の関係もございまして、課題解決のための方向性のほうに議論を進ませさせていただきたいと存じます。

まずは一つ目の課題である通報への適切な対応の確保につきまして、各論点ごとに事務局から説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願ひします。

○金谷企画官 それでは、通報への適切な対応の確保について、御説明をさせていただきたいと思います。資料のほうは6ページからということになっており、(1)から(5)

まで五つに分けさせていただいて、御説明をさせていただきます。

まず（１）が行政機関がとるべき措置の充実です。背景といたしまして、公益通報を受けた行政機関が採るべき措置の具体化、あるいは公益通報に該当しない通報に対して適切な措置を採る必要性がこれまでのヒアリング等でも指摘されているということがあります。

７ページでございますが、現状について改めて御説明をさせていただきますと、まずは公益通報者保護法の第 10 条 1 項では、「公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。」と規定しております。その一方で、２のところでも外部通報ガイドラインについて書かせていただいておりますが、労働者でない方からの通報につきましては、「必要な調査及び適当な措置をとるよう努める。」と努力義務規定になっている。その他の公益通報以外の通報につきましては各行政機関の取扱いに委ねているという状況がございます。

こうした状況を踏まえ、今後の具体的な取組の方向性について 8 ページのところへ書かせていただいております。まず通報処理に際しまして、行政機関がとるべき措置について、もう少し具体的に規定しておく必要があるのではないか、あるいは充実化を図っておく必要があるのではないか、ということがございます。ここでは例えばということで①から③まで書かせていただいております。まず一つが通報を受け付けた際に一定事項の説明の充実ということが考えられるのではないか。例えば、通報を受け付けた後、通報処理の流れ等についてある程度説明するというのも有り得るのではないか。あるいは、通報受付時、調査開始時の利益相反関係についてきちんとチェックをすることを求めていく必要があるのではないかということを考えております。ドット一つ目のところでございますが、公益通報以外の通報の取扱いにつきまして、現在各行政機関に委ねられております取扱いを、「適当な措置を必ず採るように努める」ということでガイドラインに上げてみてはどうかということがございます。三つ目のドットでございますが、労働者でない方からの通報、例えば、退職者の方ですとか取締役等の役員の方ですとか取引事業者の方ですとかにつきましては、今現在努める規定となっておりますが、これを必要な調査及び適当な措置をとるものとしてはどうか、と考えております。

それから 9 ページでございます。通報処理の進捗状況の透明化でございますが、背景といたしまして、通報者へのフィードバックあるいはモニタリングの仕組み等につきまして、有識者ヒアリングにおいても指摘をされているということがございます。

10 ページのところでも現行制度の概況ということで書かせていただいておりますが、現在、外部通報者へのフィードバックについては法には規定がありません。４のところでも書かせていただいておりますが、外部通報につきましては、処分・勧告をする

権限を有する行政機関以外の機関に通報を受け付ける仕組みがない、あるいは、その進捗状況についてモニタリングする仕組みがないことから、フィードバックやモニタリングについて、何らかの方向性が出せないものか、というふうに事務局としては考えております。10 ページ一番下の四角囲みのところでございますが、通報者への通知等フィードバックの措置について具体化、充実化を図ってはどうか。例えば、通報者から求めがあった場合には、調査結果に基づいて採った措置等一定の事項について通報者に通知することとしてはどうか、と考えております。

11 ページでございますが、例えば通報受付件数ですとか、通報事案の概要ですとか、調査結果の概要等、それから処理に要した期間等一定の事項について公表するというのも一つ考えられるのではないかと考えております。フィードバックとは直接は関係ないのかもしれないけれども、ある程度こういうものが示されることによって通報しやすくなるということもあるのかなと考えております。11 ページの四角囲みのところでございますが、こちらはモニタリングの関係で書かせていただいております。外部通報につきまして権限を有する行政機関以外の機関についても活用することができないかということもございます。例えば、既存の行政機関を活用することとしてはどうか。行政機関以外でも、例えば、法律事務所ですとか通報受付専門会社等を活用するというのも考えられるのかというふうに考えております。

それから次のページ(3)といたしまして、通報制度を担う職員の通報対応スキルの確保・向上も必要なのではないかと考えております。これにつきましても、有識者ヒアリングで指摘を受けたところでございまして、12 ページ一番下の四角囲みのところで書かせていただいておりますが、例えば、通報受付処理につきまして研修を義務付けたり、その研修の実施状況等について公表するというのも考えられるのではないかと考えております。

14 ページは、通報に係る苦情の受付・処理ということで書かせていただいております。先ほどのモニタリングとも重なるところがあるかと思いますが、現在ガイドライン上、その辺りについての規定がないということもございます。14 ページの下の四角囲みのところでございますが、実効性を担保するため、例えば、消費者庁が各行政機関の通報処理に係る苦情の件数、内容、処理状況等を調査して公表する等ということも考えられるのではないかと考えております。

さらに(5)が地方公共団体における通報窓口の整備促進ということでございます。先ほど御案内のとおり市区町村中心で特に窓口の設置状況がよろしくないということもございます。15 ページ一番下の四角囲みで書かせていただいておりますが、消費者庁や都道府県が市区町村の通報窓口設置を支援してはどうか。例えば、消費者庁が、通報窓口設置率の低い都道府県に対しまして働きかけを行い、さらに都道府県から地方消費者行政推進交付金の活用を促す等して管内の市区町村に指導をする、ということも考えられるのではないかと考えております。

16 ページのところで書かせていただいておりますが、市区町村等につきましても、例えば法律事務所や通報受付専門会社を活用することも有り得るのではないかと。この場合は法改正をいたしまして、行政機関通報の通報先といたしまして「予め定めた者」を追加する必要があるということをご付言させていただきたいと思っております。その他市区町村が通報窓口を設置し、円滑、適切に通報制度を運用できるように、地方公共団体でそういう窓口を作っているところの優良事例を紹介するというところも考えられるのではないかと考えております。駆け足でございますが、以上説明ということでございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは、只今の説明や資料につきまして、御指摘や御質問がありましたらお願いします。井手委員、どうぞ。

○井手委員 まず、(1) についてです。通報を受けた行政機関が通報に適切に対応できるよう、「行政機関が採るべき措置においてその具体化、充実化を図ってはどうか」という消費者庁の提案については、大賛成です。というか、法なりガイドラインなりで、もっともっと、適切な処理について強化しなければならない現状があるのではないかと考えております。

先ほど拝聴委員が、挙げられている報道の例について、これは氷山の一角ではないかとおっしゃいましたが、まさに、その通りで、現状は、調査の不備が常態化しているのではないかと考えております。私はこれらの事例のうち、バスケットボール部の部員の自殺の件を実際に取材、調査をし、そのときに執筆しました記事をお手元に配付しております。取材では、升田座長代理にも大変お世話になりましたが、それを踏まえて御説明したいと思います。

まず、このバスケットボール部員の自殺について、通報で指摘された体罰を見つけることができなかつた安易な調査の責任がどこにあったか、という問題です。これは、校長先生が悪いのか、あるいは校長先生に調査を振った教育委員会が悪いのか、それとも通報を窓口で受け付けながら、その調査を教育委員会、それから校長先生に任せてしまつて、その方法自体を是認した窓口課、ないしはその窓口課の判断を追認した弁護士さん、公認会計士を中心とした第三者機関、市の公正職務審査委員会という名称なんですが、その誰が悪かつたのかということ、公益通報という観点から見ますと、調査を当事者に振つてしまつた窓口課、それから、その調査方法を追認した第三者機関であると思つています。

参考資料の5 ページに、消費者庁さんが、この調査は不備だとし、どこが不備だつたのかという点を指摘されています。要は、校長先生が体罰を行つていた当の教員の方に聞いただけで、私たちメディアからいうと反面調査、つまり当事者の生徒側、部員側に聞かなかつたのが、適切な方法ではなかつたと、書いておられます。実は、反面調査を行つていなかつた点は、通報を受け付けた窓口課でも、当時、問題になっていました。教育委員会から、校長先生が教員に聞き取り調査をしたけれど、何もあり

ませんでしたという報告が窓口課に上がってきました。これに対し、窓口課は、教員に対してだけの調査ではだめだということで、一回は押し返しているんです。

ところが、じゃあというんで、その学校がやったのは、生徒集会の場で、校長先生が、体罰はありますかって聞いたことだったんです。体罰を行っていた教員も含め、みんながいるところで、誰も手を挙げるわけがないということは、誰でも、すぐに考えつくと思います。しかし、教育委員会から、校長先生が生徒全員に聞いたけれど、何も出なかった、ということが報告書の後ろに付け加えられただけで、窓口課も、第三者機関の公正職務審査委員会も是認してしまったわけです。

私だったら、こうやったという調査の方法は、生徒への匿名のアンケートです。今は、いじめとかの問題があった時に、学校でもとられる手法で、そう難しい方法ではありません。さらに、それも校長先生や教育委員会がやるんじゃないくて、通報を受けた窓口課が行えば、より情報が吸い上げられたでしょう。どうして、そんな常識的な判断ができなかったか、というのが一番の問題だと思います。

そして、問題なのは、記事でも指摘しているんですが、この市は、実は公益通報保護の先進地、優等生と言われていた市だったということです。法で保護の対象になっている労働者以外の通報も扱っている、何でもありの相談を受け付けている点、それから弁護士さんを中心とした調査で成果も上げていた市なんですね。私が言いたいのは、そういう先進地の市ですら、優等生の市ですら、こういうずさんな調査をやるということです。私は、この問題の取材をしたときに、先進地と言われていた自治体をピックアップして、受け付けた通報をどういうふうに調査しているのか、片っ端から電話取材しました。その取材から浮かび上がったのは、利益相反とかいう前に、通報を受け付けた、要するに公益窓口担当課が直接、調査をするんじゃないくて、利害関係のある、バスケットボール部員の自殺の件では、教育委員会のような、担当部局にぼんと聞く調査が当たり前に行われている実態だったわけです。どんなに先進地と言われていたところでも、窓口課は自分で調査していないのがほとんどでした。

消費者庁さんは、難病の治療を研究するプロジェクトに関連して、通報者の個人情報情報を漏らした省庁も問題例として挙げられています。背景は、同じ、受け付けた窓口の部局が担当の部局に調査を振っているところにあると思います。担当のところ振ると、担当の人間はどうするのかというと、何でこの話が出てきたんですかって当然、問い合わせますね。そうすると、こうこう、こういう通報があったということ窓口課が言ってしまって、個人情報の漏えいにつながってしまうわけです。共済組合の事例も担当に問い合わせただけで、自分のところでは何もなかったということで、一緒です。この担当課に振るという行為は、個人情報の漏えいの観点からも、真実が突き止めにくくなるという観点からも危険なことなのに、それがほとんど分かっていない実態がまかり通っています。

今、じゃあガイドラインはどういうふうになっているかということ、一つは、利益相

反の関係でいえば、外部通報ガイドラインでいうと、参考資料の4ページの下段にあります、「各行政機関の職員は自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない」とされているだけです。つまり、通報事案を担当しているところの職員は関わっちゃいけないという形のガイドラインで、公益通報窓口の職員がどうあるべきかというガイドラインになっていないんですね。さらにその調査の方法についても、外部通報のガイドラインは、「遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う」としていただけています。必要かつ相当と認められる方法って何ぞやと、そこが大事だと思いますが、何も書いてありません。これを、窓口を設置したばかりの行政機関で、まだイロハのイも分からないような職員がどうやって分かるのかと思います。やはり、ここは、どこまでが、利益相反に関わるのか、バスケットボール部員の自殺の件でいえば校長だけじゃなくて教育委員会の幹部や担当職員らも結局は処分されているわけですし、教育委員会の職員も本当は排除しなきゃいけなかった、そういうことが現場にわかるよう、しっかり書くべきだと思います。調査の手法についてもより具体的に、例えば、反面調査が必要だとか、そういうことを書いてあげないと、こうした調査に慣れていない行政機関では、なかなか分からないんじゃないかと思います。

その公益通報窓口について、直接調査をするのは人手がかかるじゃないかという議論があります。でも、実際にきちんと、やっていらっしゃるところがあります。公益通報窓口じゃないんですが、御紹介したいんです。これこそ、資料をお配りすればよかったのかもしれない。兵庫県の川西市に、関西の人だったら御存知だと思うんですが、「子どもの人権オンブズパーソン制度」ってあるんですね。条例で、子どもの人権侵害、人権擁護に関わる問題を電話で受け付けて、調査に当たる制度です。子どもでも親でもだれでもいいんですが、特にいじめとかの通報を受け付けています。さらに、その組織にオンブズパーソンという地方自治法上の非常勤特別職を3人設け、その下に専門委員をつくれ、教育委員会を全く通さずに、調査をやられています。

それから、国でいえば国土交通省なんですが、入札談合といったような各出先機関の職員が絡んだ不祥事への対処で担当部局を抜きにした調査の仕組みを作っています。そういうときの調査のために国土交通省は大臣官房地方課の中に公正入札監察官というポジションを設けています。何かが起こったら、そこがもう第三者として厳しく調査をすると。だから、窓口課が直接調査をするというのは、決してできないことではないんじゃないかなと思います。もちろんここに書いてある具体的な措置で公益通報以外の一定の通報、先ほど土田委員からもありましたが、是非そういうものも含めるべきだと思います。先ほど、発表された調査によると、行政機関というのは、通報先としての希望が、我々報道機関の8倍の件数に上っていて、信頼性があると思われているわけですね。であれば、きちっとやるべき制度をきちっとやるほうがいいんじゃないかなと思います。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。ほか、いかがでしょう。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 11ページの枠のところに、外部通報について権限を有する行政機関以外の機関も活用することとしてはどうかということがありまして、その下のポツに具体的な提案が書いてあるんですが、基本的には賛成なんです。

ただ、はっきり書いていないので、ここは御議論いただきたいところなんです。やはり単に権限を有する機関以外が相談を受け付けて、それをまた振るだけでは何の意味もなく、やはり今、井手委員がおっしゃったような、一定の中立的な立場から調査をしてフィードバックしていくということができないと受け付ける意味がないと思います。今の各省庁の公益通報の受付体制を見ても、やっぱりさっきおっしゃったように、来たものを担当課に振るということがもう基本的なスタンスですので、それだと今のような現状というのは変わらないだろうと思っています。ですので、ここの建付けをやはりどういうふうに考えるのか、単純に受け付けだけではなくて、その後の調査までできるようなことを考えなくてはいけないのかなと思っていますので、そこは是非、どういう建付けでそういう制度を担っていくのかというのを議論していただきたいと思っています。

先ほどの補足ですが、今まで起きていたような国の行政機関でも通報者の名前を漏らしちゃったりということがあるとい、いろんな問題が起きているのは決してガイドラインの不備等ではなくて、ガイドラインそのものにも、最近、平成26年に1回改正して、よりはっきりはしていますが、その前の段階であっても通報者の秘密を守りましょうというのを書いてあるわけですよ。それでも守れていないわけですよ。ですので、ガイドラインだけをいじってやれるようなもうレベルの問題ではなくて、先ほど申し上げたような構造的な問題が背景にあるとすると、やはりかなりきちんとした建付けで対応していかないと根本的に変わらないんじゃないかなと思っています。

当然、行政の方々、本来の仕事で忙しいというのはもともとあり、しかも窓口の方も異動される。しかも窓口の方が幾ら研修を積んでも、そこから振られて調査をする人がそういう公益通報についての理解がなければ何の意味もないわけですね。そういう意味では、非常に難しい問題を孕んでいると思っていますが、そういう意味でも第三者機関のほうが一定きちんと調査権限を発動するような建付けにしておいて、そうやられないように一生懸命各省庁なり組織で頑張るような仕掛けを仕組んでいかないと難しいかなとは思っています。

それと、瑣末な話なんです。ちらっと各省庁が用意している独自の通報窓口についての要綱とか訓令とか、省庁によっていろいろあるようなんですが、ちらっと見てみたんですが、気になったのが、匿名通報の場合にきちんと対処できていないようなことも建付けになってるみたいなんです。匿名通報であっても中身がきちんとしているものであれば、当然対応すべきだろうと思っています。そこが匿名の場合には情報

提供として扱えばいいよみたいな、そもそも建付けになっているところも見受けられるので、ちょっと確認をしていただいた上で、そういうことのないようにしていただければと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。光前委員、どうぞ。

○光前委員 行政通報については言いたいことがたくさんあるのですが、私たちが一番行政通報に期待するものは、専門性の確保なんですね。今日の資料で行政通報4,000何件、年間あるということになっているんですが、これほとんど労働基準監督署への通報で、一般の行政機関の通報というのはもう微々たるものです。それはなぜかといいますと、監督署には労働基準監督官という専門官がいて、そこに通報すると彼らがきちっとした調査をするということで、そういう実績を重ねてきていますから、一定の信頼感もあるし、実績もあるからだと思います。そういう専門性を各県と各市町村にあまねく持たせることは私は無理だと思うので、やはり基幹となるどこかの省庁がばしっと専門性を持って各省庁を監督するという形でやったほうが、私は行政通報というのは機能すると思っています。

その意味では、ですから拝師委員と意見は同じなんですけど、余り多くを望まずに、もう少し、はっきり言って消費者庁が前面に出ていただいて、消費者庁にその通報の受理から調査の専門性を持たせて、あるいは各行政機関への監督機能というのをきちっと持たせて、消費者庁がこういうふうにするんだということを国民に訴えて、消費者庁がやるんだから行政通報というのは信頼ができるんだという、国民と行政機関との信頼関係をまず作らないと、行政通報というのは動かないと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 一番この行政通報の点で申し上げたいのは、一つは認識ということですね。行政機関へ通報しても非常に厳しい。後々メディアとかなんかで大きく報道されて、そのときになって大きなことなんだという認識になります。最初に訴えたときにそういう認識を持ち得ないという、やはりこれはこちらで官庁にお勤めの方はそういうふうになれる傾向が、我々から見ればあるんじゃないかという気は常々しているわけです。それは私自身の経験でもありますし、私がいろいろ相談を受けたような人にも同様の傾向が見られるわけです。その点こそが私、一番まず申し上げたいわけです。

それと、もう一つは、もう少し申しますと、例えば、警察は何か事件がありましたら、もう即飛んで行きますよね。交通事故が起きれば、即向かいます。あるいは消防署に火事だと言え、消防署が駆けつけますね。そういう厳しい、即対応するという認識を持っております。また、警察の場合は何か事件ありますと、情報を提供してくださいと。それはもう善意であって、それでほとんどのものが事件の解決につながるものであっても、そういうふうな体制を持ってありますが、公益通報というものについてはそういう認識を持ち得ないんじゃないかと思っています。

ところで、私の事例を申し上げます。私の場合は運輸業界 50 社、ほとんど日本全国の大手の運輸会社の違法な運賃の収受と独禁法違反、闇カルテルを告発したわけなんです、まずは新聞社のほうへ通報しました。次に公正取引委員会へ通報しました。国会の特別委員会でも質疑をしてもらいました。それから運輸省へも行きました。公正取引委員会についてはやっぱりある程度行政機関からは独立していましたから、それなりの対応はしてくれました。しかしいかにせん当時の独禁法は弱い、やり得のような法律だったので運輸業界が破棄公告を出せば、公正取引委員会はそれ以上は何もやらなかったし、できませんでした。一方、運輸省へ行ったときは、座らせてさえくれない、私は立ったままであり、一分間も話を聞いてくれなかった。運輸省は「我々は別に業界のためにやってんじゃないですよ。」と言うだけでした。それが国会で取り上げてもらい福田副総理も運輸業界に非常に厳しいことを言いました。運輸省も運賃の値上げを認めたのに、運輸業界は政府の善意を無視して最高の運賃に統一して、更には違法な運賃を取るということは許されないことです、法を守らないで利益を得るなんていうことはあってはならないことだと、こう答弁しました。独禁法の改正にも言及しました。運輸省の局長とか、公正取引委員会から部長が出てきて、答弁しました。そこで運輸省が監査に入りなさいということを当時、私が尊敬していた日本消費者連盟の竹内直一さん、これは元農林省の役人でしたが、運輸省に申し入れたらそこでようやく監査に入るわけなんですね。国会での質疑がなければ、運輸省は運輸業界に立ち入り監査に入らなかったと考えられます。そういうことが往々にしてある。今の井手さんのことでも同じように、そういう傾向が私はあるんじゃないかと思うんです。これは民間とお役人の人との違いなのかもしれません。例えば、民間では、ほとんど倒産の危険がないなんていうことはあり得ないですから、中小企業の場合はそういう倒産の危険というものを常に考えながら経営というものをやっとするわけですね。だから、大学の先生とか、お役所にお勤めの方はそういう倒産するということはほとんど頭にないのと同じように、やっぱり認識というものは随分違うんじゃないかと。

それと、もう一つこれに関連して申し上げたいことは、この公益通報者保護法の行政機関の対応自身について、どうしても申し上げておかなければならないことがあります。これはもう随分この議論をもうこれまでに尽くされてきておりまして、もう国会のときからもこの法律の審議してるときにもこの問題点が指摘されていました。現在の第 10 条なんですけれども、法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならないということについて、もう当時の平成 16 年 6 月 10 日、法律が成立する 4 日前の国会で、答弁に立った方が的確に指摘をしているわけです。この規定をもって行政機関の対応について何ら担保されていないと考えておりますと、こう言うております。これは私自身の経験則から申し上げることができる点ですと言っているんですが、この方は情報公開法をやっておるものですから、こういうことを言うてお

りますね。行政機関は情報公開請求を受けてから原則 30 日以内に開示をすると、開示か不開示の決定をしなければならない。そして 30 日の延長ができる。その次に、特例というものがあるんです。その特例を使われますと、2 年間も情報公開しても出てこないというものです。そういうふうに延ばすことができる。これと比較しておられるわけです。そうすると、この何十日と法律で規定されてもそうなのに、公益通報者保護法では何ら行政というのは対応してくれるという根拠とはなっていないと思うんですね。

この点については、やっぱりヒアリングの中で、6 ページの中で先生が言っておられますが、特に通報者に対していつまでどうするかというあたりをもう少しきめ細かくする必要があるという考え方は、ここでヒアリングの中の185で言っておられますし、これ、平成22年の消費者庁の公益通報者保護専門調査会で出された意見でも、3人ほどの大学の先生とか、弁護士の方も言っておられます。ですから、ここはしっかりこの国が内部告発者、公益通報をしようって決意を持ってきてる人に対してしっかり対応しますということができなければ、どこへ訴えたらいいのですか。会社ではやってくれない部分もある。行政がやらなければ、結局メディアに訴えて、メディアが大きな問題ですよと言ったときでないと行政機関は対応しないことになりかねない。法律の施行から来年で10年経ちますから、行政機関自体の対応の仕方を具体的にこの法律の中に入れなければならない時がきていると思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。水尾委員、どうぞ。

○水尾委員 2点お話をしたいと思います。まず、第1点は、6ページの四角の中の丸の四つ目ですね、確かに調査に入るとき、「通報を受けた窓口の方が通報者の氏名を口外するという例はめったにありません。またまれな例と考えています」とあるんですが、100人に1人でも、実は漏れちゃまずいんですよね。だから1%であったとしても、これは厳にやっぱり漏らさないという姿勢をきちっと明確にすべきだと思います。問題意識というか、認識のレベルという意味で、エヌイチ（N₁）でもあったら困るということだと思います。それが第1点。

それから二つ目は、同じ下のほうのところで、下から三つ目ですか、制度は設けていても、運用できるだけの人的・物的措置が施されていない官公庁が非常に多い。何をやるのか全く把握していない。要は、市区町村担当者も含めてレベルアップ、スキルアップがやっぱり大事じゃないかなど。これについては（3）のところで通報対応スキルの確保、向上という12ページに出ていますので、是非消費者庁が音頭をとって、例えば全国7会場辺りでそういう啓発のセミナーを実施して、担当者のスキルアップを目指すべきだと思いますね。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。井手委員、どうぞ。

○井手委員 行政通報については本当に言いたいことばかりなんで、意見を絞らなければならぬのですが、2点ほど申し上げます。

1点は、先ほどの串岡委員の発言に関連して(2)の内部通報した通報者へのフィードバックの問題です。これは、時間軸を設けてほしいと思っています。つまり、何日以内に受理して、何日以内にフィードバックをすとか、そういう規定を是非、法改正で入れてほしいということです。その理由の一つは、私は、通報を受け付けている実務者なんです、その経験からです。私は、通報を受けた場合、直接、通報者にお会いしたときはその場で、調査に入るかどうか判断してお話をするか、持ち帰りまずと一旦置いた場合でも、一両日中には調査に入りますとか、あるいは、これはやはり調査にはそぐわないものですからやめますということを通報者の方に必ず言うております。さらに調査の進行に基づいて一週間ごとぐらいに中間報告をしています。それから、最後になって記事にするときには、必ず事前にその通報者の方に通知します。というのは、通報者保護にも関連するんですが、記事化すると事実がオープンになりますから、決して、通報の事実が分かるような動きはしてほしくないとか、そういう注意もするわけですね。フィードバックは、通報者保護に関わり、通報者の心理にも影響します。先ほど通報者御自身である串岡委員がご自分の経験をおっしゃいましたが、その関係からいっても、是非、時間軸を決めていただきたいと思っています。

それから、もう一つの理由は、実は、この時間軸の規定というのが、この公益通報者保護法には1点だけあることです。それは何かというと、逆に通報者に課している3条の規定です。外部通報の保護要件のところ、事業者、自分の労務提供先に書面で通報してから20日経たないと外部通報先に通報できないとなっています。だから、行政機関や私どものような報道機関に通報者が来られたときには、一体あなたはいつ自分の会社に通報したんですか、20日を過ぎていますか、とか、通報を受け付けた機関が必ず聞いて確かめないといけなくなる。ところがこれ、逆側の事業者には、何日以内に通報者に状況を伝えなければならないという義務はないんで、通報者が自分の通報について、勤務先がどう扱ったのか、聞かないといけないわけですね。こんな不均衡なことはないと思うんです。

じゃあ、時間軸を決めた規定が、公益通報以外のほかの問題であるのかというと、一つ例を出したいんですが、ちゃんと、例があります。児童虐待です。児童虐待が頻繁に起こって社会問題化したときに、児童虐待防止法を改正して国民は児童虐待を見つければ、例えば、隣近所でそのおそれがあったときには通報しなければいけないという努力義務を定めたわけです。通報先は児童相談所です。そして児童相談所のほうについては、2007年の1月23日に児童相談所運営指針等の改正というのをやりまして、48時間以内に実際に現場に行って、通報された子どもがどういう状態であるのか目視しなさいという規定ができました。

個人情報保護法でも、開示、不開示の決定は30日以内に開示請求者に通知しなければならないという規定があります。公益通報者保護法でいえば、現に外部保護要件

に 20 日という時間軸の規定が存在しているわけですし、少なくとも 20 日以内には何らかの判断や情報を通報者にフィードバックすべきだと思います。消費者庁さんが挙げられた報道事例でも通報の放置というひどい例がありましたが、この通報の放置を防ぐ意味でも、時間軸を設けたフィードバック規定は必要なことじゃないかと思っています。

もうちょっと付け加えますが、通報のことで山口委員からお話がありました、行政機関が調査に当たって、相手に通報者の名前を言ったのかどうかという問題です。私が調査に当たるときに、通報がきっかけでした、ということは絶対に相手に言いません。通報をきっかけにということ言うだけで通報者が絞られるわけですね。私は第 1 回検討会で、通報後に、地下鉄のエスカレーターから突き飛ばされたという被害について申し上げたんですが、その事例も、調査に入った機関が通報者の名前は言わなかったけれど、調査のきっかけは通報だったということを使ったことが通報者の特定につながってしまいました。調査をされる対象側は、何でここに来たんですかと、必ず聞きます。こういう通報があったんですと言えば名前を言わなくても、通報をしそうな人に目星をつけて特定されるわけです。だからこれは問題だと思います。

それから、もう 1 点、長くなって申し訳ないんですが、研修についてです。各行政機関の研修をしっかりと責任を持ってやらせるようにしたほうがいいんじゃないかという消費者庁さんが提案されている件です。これについては前回の事業者編の研修の導入のときに、私が「社長が責任を持って」と申し上げた意見を山口委員が訂正していただいて、取締役会が責任を持ってそういう運用体制を作るべしということをごガイドラインにちゃんと盛り込みましょうという適切な御意見を言っていて感謝しているんですが、それと同じように、各行政機関も誰が、責任を持って研修を遂行していく体制をやるのかということをも明記してほしいと思っています。じゃあ誰なのかというと、行政機関の場合、取締役会はありません。やはり任命権者である行政機関の長ですね。市町村であれば市町村長であるし、国でいえば大臣だと思います。そういう方々が責任を持って研修なり、そういう体制を進めるようにということをごきちっと明記していただきたいと思います。担当窓口の研修についての責任は、事業者側には取締役会ということで縛ったわけですから、それとバランスを取る意味でも、必要だと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員、どうぞ。

○升田委員 何かお話を伺っていると尽きないようなところがあるんですけども、今回、ひどい事例ということで幾つか御紹介があって、全体的にひどいような印象を受けるんですが、決してそんなことはなくて、機能した事例も多分あると思いますし、現実にあったと聞いております。問題はその多分幾つかの階層に分かれるんですが、設置してあっても何か問題を起こすようなところが問題だということだけではなくて、全く設置していないというところの問題もあるわけですね。そこがどう処理されて

いるのか分かりませんが、そういう問題ごとにやはりきちっと分類しないと、あれもこれもということになりますと、何か焦点がぼけていくのではないかという気がするところがあります。特に市町村については設けていないということがあるわけですから、それはそれでまた別途対策を練る必要があるのではないかと思います。

それから、2番目に、先ほどいろいろお話があります担当の職員のスキルの確保、向上ということですが、これはやはり非常に重要な問題なんです、これは言うは非常に簡単なんですけれども、そう簡単ではないということです。現に多分そういうことを専門とする職種というのは、刑事事件を別とすれば民間では弁護士、それから先ほどお話に出ましたけれども、国などでは監察機関を設けられているところがあって、そういうところが比較的専門的にやっていると思うんですが、そういう経験に照らしても、何回やってもそれは満足のいく調査というのは非常に難しいというのが実感だろうと思います。それはなかなか訓練しても難しいですし、しかし、逆に訓練しなければ余計だめになるということですから、そこのところを本当に本格的におやりになるとすれば、相当プログラムをきちっとされないといけないと思いますし、また仮にそれをやるとしても、職員の方、最初からそういうことを自分の職種として選択して多分入っておられないとすると、何年かに転勤あるいは職種が変わるとなれば、なかなかそれを身につけるというのは非常に難しい。そういうやはり現実を踏まえた議論をしていかないといけないのではないかと思います。ですから、必要は必要としても、中身が今後非常に難しいのではないかと思います。

それから、国の中で先ほど消費者庁を中核にというお話があるんですけど、それは一つの考え方だとは思いますが、ただし今度は逆に言いますと、各所管の省庁はそれなりのその法律、あるいは業界に対する非常に専門的知識のほか、いろいろな情報を持っているわけですね。それを消費者庁だけでやれるかということ、失礼ながら、これもまだ相当障害があることは否定できないわけでありまして、現にいろいろな省庁でいろいろ調査委員会をお作りになっていて、おやりになっているところはありますし、そういった中でいろんな評価もあると思います。そういう専門的な調査委員会をもってしてもいろいろ問題を抱えているということになりますと、通常の職員の方がそういう調査を含めた対応をされるというのが、やはり相当慎重に考えていく必要があるのではないかなと。ほかに選択肢があるのであれば、実効的な観点からはそういうこともやはり検討すべきではないかと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございました。土田委員、どうぞ。

○土田委員 消費者庁に実は公益相談窓口というのがるように聞いているんですが、その内容を私は見たことがないので、是非その相談内容、そしてただ相談で終わったのか、その次のどこかに通報したのか、そういう経過みたいなのも、是非私はデータ

としてお出しいただきたいと思います。実際におやりになっているんだろうと思いますけれども、見たことがないのでお願いします。

それともう一つは、市町村レベルで相談窓口が少ないというお話ですが、これは市町村を広域でもってまとめて、どこか外部にお願いするというのも私は可能ではないかと思います。市町村が自前の相談窓口を持つ必要はないのではないかと。その地域で、どこか弁護士事務所をお願いするとか、そういうことも考えられるのではないかと思います。

それとあともう1点ですけれども、通報処理という言葉が往々にして使われています。私は素人考えでいきますと、処理というと何か結果を出さないといけないという考えになると思います。「処理」の進捗状況ではなくて、「通報経過」の進捗状況が本来であろうと思います。そこが「処理」という言葉を使ってしまうがために、行政として受け取ったら次に早く回したい、何か結果を出したい、そういう気持ちになってしまうのではないかと。この処理という言葉に私はとても違和感も感じていますので、処理のことばも何かお考えいただければと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。今野委員、どうぞ。

○今野委員 今、土田委員がおっしゃったこととも関連しますけれども、12～13ページ辺りで拝見しますと、市町村レベルでは、やるべきという認識があってもやれない。限られた人数、予算の関係、いろいろあると思いますが、初めてそのような重い仕事に向き合うスキルを持った人材がいません。それを無理やりやらせようとするので、明らかにできれば関わりたくない、自分のところへ来たものは速やかにまた別のところに早く届けてしまいたいということが起こり得るんです。そんなときに、そういう現実をどう解決するか。少なくとも二つあると思います。

一つは、やはり徹底的に教育、研修をする。この仕事がどんなものなのか、ほとんどの人がまだ経験していませんので、国がいくら制度を決めてやるべきといっても、それは魂の入った仕事としてやれるはずがありません。うちもこの仕事を長いことやらせていただいていますけれども、どんな優秀な人を採用しても、それは相当の時間をかけていろいろな角度から教育、研修をします。ベテランの人のやりとりをずっと何度も何度も、何か月も聞かせます。それでも時々電話を置いた途端、腰が抜けてしまうということもあるくらい、重たい現実に向き合うわけですから、やると決めたからやれといったようなものでないということをまず認識していただかなければいけないのではないかと考えております。ですから、教育、研修をするか、さっき土田委員がおっしゃったように、自分のところで受け付けるということを市民には公表して、その受け付け、その処理の仕方についてはまたいろいろと工夫して、最適な組み合わせを考えるべきかと思っています。

以前にも申し上げたと思いますが、大変実績のある弁護士事務所さんでも本心はとても自分たちでは受け切れないと、やっていられないと。そこからの依頼で、うち

もお手伝いをしておりますが、うちはそれが本業ですから、もう徹底的に聴く力を發揮してやっております。しっかり聴き取ったものをまとめて、それを弁護士事務所なり、またはその企業さんなり、またはいろいろな行政機関なりにそれをお渡しして、さあ、ここからはおやりくださいと。皆さんがおっしゃるのは、自分たちは、ここまではできませんと。こういう組み合わせがなければやれることではありませんと。その現実ももう少しきちんと知って頂いたほうがいいのではないかなと思っております。それで、やるからには本当に実のある、市民、県民の人たちからありがとう、これで安心して暮らせるというレベルのものでなければならぬと思います。

それから、先ほど教育関係の話、バスケットボールの話も身につまされて聞きましたけれど、うちは、私は仕事の経験だけではなくて、個人的にもいろんな経験をさせられております。以前も、柔道で非常に優秀な子が沖縄のある柔道で有名なところに柔道留学をしたのですが、「うちなんちゅう」と内地ということで、徹底的にいじめられて、今でも大きなやけどの跡、それから刃物で切りつけられたたくさんの傷跡、そんなことを経験して、その子は夜中に沖縄空港のトイレに逃げ込んで、朝まで鍵をかけて親が迎えに来るのを待ったということを私は経験しています。そのときちょうど私はその管轄の文科省の審議会の委員をやらせていただいたので、そういう報告をしました。こんな殺人のようなことが学校を中心にあってはいけない。その子はそれで高校3か月目でそういう経験をしましたので、もう内地に逃げ帰って、それから学校へ行くのをやめました。ですから、すごく優秀な子で、今、私が育てていますが、資格は中卒です。高校も大学も出られませんでした。そういう子を日本は作っているんですよ、皆さん。

それで、そういうことに関しては、通報の放置などという生易しいものではなくて、これは、組織、集団殺人未遂です。こういうことが起こっています。それをその省庁の審議会で何度も私は繰り返して、これを続けてはいけない、起こしてはいけないと言ったんですが、結局放置されたまま、何の行動にもつながりませんでした。唯一そのとき一緒に審議会の委員をやっていただいていた柔道の山下さんだけが本当に親身になって、私と息子を癒やしてくださいました。ということがあります。その後、やっぱりそういう子どもたちを作ってしまうています。ですから、今のそういう仕組みとか法規制を作っていただくというのも大切なことだと思いますけれど、それ以前に私たちがやらなければいけないことは、やっぱり社会の仕組み、企業とか地域社会とか、家庭とか、学校とか、そういう仕組みだけ作っても、魂が入ったものができるのか、心配です。大人たちは私たちの時代に比べると、疲弊し切っています。彼らを疲弊させたこの日本という社会の問題も、やっぱり根深いと思っております。そういうものを完全無視して仕組みだけを作ることの虚しさに、ちょっと私もめげそうになることがあります。

○宇賀座長 ありがとうございます。北城委員、どうぞ。

○北城委員 前にも話が出ましたが、6ページの半ばほどで、通報を受けた窓口が通報者の氏名を口外するのは論外であり、匿名性を守るべきだと書いてありますが、それはそのとおりなのですが、関係する省庁に話をしたくないという人にとっては、省庁に窓口を作るとそこに名前が知れてしまうので、それ自体を防ぐ仕組みがあったほうが良いと思います。例えば、公益通報については関係する省庁でも受け付けるけれども、消費者庁でも受け付ける。消費者庁は名前を伏せて、なおかつ通報があったということも伝えずに調査をするよう関係する省庁に依頼したほうが良いと思います。消費者庁が自ら調査をするというのは難しいと思うので、各省庁に調査を依頼する仕組みで良いと思うのですが、第一次の窓口は消費者庁にも作っていただいて、そこでは名前を伏せて調査を依頼するという仕組みが必要だと思います。

それから、7ページ目に市区町村で通報を処理をする窓口が無いとありますが、これは窓口は作るべきと明確に規定したほうが良いと思います。人がいないからできないという問題ではないと思います。各市区町村でも問題が起きたときには対応しなければならぬので、必ず窓口は作るべきです。窓口に行くか、消費者庁に行って、そこから窓口に通報する、調査を依頼するでも良いのですが、窓口は全部作るべきだと思います。国家公務員倫理審査会に関して言うと、各省庁に全部窓口を作っていますので、方針を出せばできることなので、重要性が理解されていないのではないかと思います。

それから、8ページで外部通報に関しては、必要な調査及び適切な措置を採るものとすると言われていますが、これは労働者でない者からの通報も調査をするという方針にしたほうが良いと思います。

それから、9ページの下の方に通報窓口で受け付けた実績紹介を月次で行っている例、あるいは井手委員の新聞記事には横浜市が実績を紹介しているとありましたが、これは非常にいい事例なので、常に実績を公表したほうが良いと思います。

それから、10ページの下の方の通報者の求めがあったときにはどういう措置を採ったかを通知することにしてはどうかということですが、これは求めがなくても必ず行うべきです。通報が来たら、それについてどういう調査をしてどういう結果になったかを通報者に知らせる方針にしたほうが良いと思います。

それから、12ページの下の方の研修の義務付けに関してですが、研修は義務付けるべきです。何も集合研修だけではなくて、eラーニングを含めていろんな研修があるし、国家公務員倫理審査会のほうは全公務員に対して、年数は忘れましたが、3年に一度とか、必ず研修を受けるという方針を出して、何%の職員が研修を受けたかという実績を把握していたので、公益通報についてもやると決めればできるはずだと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。川島委員、どうぞ。

○川島委員 本日のテーマに臨むに当たりまして、資料も拝見させていただきまして、また関係する組合からも話を聞いてまいりました。それらを踏まえまして、本日用意された資料に沿って意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、8ページ目の、通報処理に際して行政機関が採るべき措置について、特に充実化を図ってはどうかという点についてであります。まず、この充実化という方向性については全く異論ございませんが、実効性を持って機能させることが重要だと考えております。そのための具体的な措置の内容の検討に当たっては、都道府県と市区町村との違いですとか、地方自治体の規模や職員体制などに大きなばらつきがあることなどに留意するということが必要だと思っております。また、内容そのものをガイドラインに明記したほうがいいのかどうなのか、そういった点からも丁寧かつ慎重な検討が必要だと考えております。

次に、10ページ目の一番下の通報者への通知等フィードバックの具体化、充実化を図るという内容についてであります。この方向性についても、賛同するところであります。この中で、通報者がフィードバックの希望について言及しない場合もあると思っておりますので、受付職員がこのフィードバックの希望の有無を必ず聞いて確認するということが必要だと考えます。

それと、ちょっと話はそれるんですが、1ページ目の現状と課題の中に、行政機関による通報の放置といった問題指摘がありました。国の行政機関の通報処理ガイドラインに「各行政機関は、通報の受理から処理の終了までの標準処理期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。」とございます。まずはこれに基づく適切な対応を行政機関、地方自治体に求めることも重要ではないかと考えました。

次に、12ページ目の(3)の職員の通報対応スキルの確保、向上についてであります。まず、第1の課題といたしまして、通報対応の実務のスキル向上を図る以前の課題といたしまして、まずは全ての行政職員に対して公益通報制度そのものの理解浸透を図っていくことが重要ではないかと考えております。通報を受けてからの対応には、そこの部署で完結させる場合と、そこの対応窓口はあくまで窓口であって、関係する部局と連携を取りながら行っていくなど、いろいろなやり方があると聞いております。まず、行政職員全体がこの制度についての理解、また個人情報保護法と同じぐらいの意識を持って、この種の課題に当たっていただくことが必要ではないかと考えております。

その上でですが、先ほども委員の方から御指摘がありましたが、研修を通じてのスキルの確保ですとか、あるいはOJT的な実務を通じてのスキルの確保、維持というのはそう容易ではないと私も考えております。したがって、スキルの確保、維持ということにも努めながら、一方で、そのスキルがまだ不十分であるといった職員をサポートするような体制も必要ではないかと考えております。例えば、市区町村の行政

職員が通報対応を行う中で、困ったときに相談をし、適切なアドバイスを受けられるような窓口を市町村の上にある都道府県に設けるといったような支援体制を作ることも併せて重要だと考えます。

そして、15 ページ目の（5）地方公共団体における通報窓口の整備促進について2点ほど申し上げたいと思います。まず、通報窓口の設置促進については、少なくとも都道府県では必ず設置をする。残り3県あるようですが、それが先に行われるべきだと考えております。しかし、市区町村については、現在の受付件数の実態、そう多くないということですか、市区町村の対応能力にもばらつきがある。1,000 数百という基礎自治体ございますので、そうしたことを考えた場合に、100%の設置を求めても形だけになってしまうことも懸念されるところであります。数値目標などの設定については慎重に検討したほうがよいと考えております。

それと、具体的な取組の方向性として、都道府県による通報窓口の設置支援、また専門性を有する法律事務所などの活用には賛同するところであります。加えて、先ほど申し上げましたような通報対応を行う市町村職員へのサポート体制を含めまして、都道府県が音頭をとって都道府県内の市区町村と連携を強化しながら支援をしていくことが重要だと考えております。

最後になりますが、今回このような地方公共団体における窓口整備促進を行っていく上で、これは質問なんですけれども、国の行政機関の通報処理ガイドラインというのはあるんですけれども、地方自治体、地方公共団体におけるこうした対応に係るガイドラインというものが、そもそも有るのか無いのか。無いのであれば、それはなぜなのか。素人考えですが、そういったものが地方自治体、地方公共団体の実情に応じて整備されることは望ましいと思いますけれども、その点について事務局の御見解もお聞きできればと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。最後の点について、事務局から説明をお願いします。

○大友課長補佐 地方公共団体向けのガイドラインに関しましては、現在は存在していないという状況でございます。その理由でございますが、各地方の実情に応じた対応が望ましいということが、法制定当時には考えられていたということではないかと考えております。

○川島委員 ありがとうございます。

○宇賀座長 島田委員、どうぞ。

○島田委員 まず、二つあるんですが、一つは市区町村の設置率が低いということがかなり問題になっていますが、今、幾つかの御指摘もあったように、都道府県とは違って市区町村というのはその規模から何から、ものすごく多様性があります。ですから、例えば地方公務員法なんかでも大枠だけ決めて、あとは各地方自治体で決めてくれという仕組みになっているかと思えます。要するに、今なぜここだけが突出して少ないのか、それによってどういう弊害があるのか、もうちょっとエビデンスを明らかにし

ないと、作っていないのはけしからんということだけではなかなかうまくいかないのかなと思います。参考資料には各都道府県別の設置のパーセンテージなんかも出ていましたが、もう少しその自治体の規模とか等々を見て、どういう手を打つことが必要なのかをもう少し分かるようにするため補足調査が必要なのかなという印象を持ちました。

それと、もう一点なんですが、行政通報に対する信頼性を高めるということは、この問題を考える上で、もう既に多くの委員の御指摘のとおりで、決定的に重要だと思っております。各省庁のいわば公益通報に対する対応というのがどうも確立していないということから非常に不信感が起きているので、ここは改善していかないといけないことは間違いないと思います。幾つか御提案があったように、まずその受け付けのところでどうするのか。確かに、例えば消費者庁というのが一つの考え方としてあり得るんだろうと思いますが、他方で、行政内部の牽制機能というのをもう少し生かして、受け付けた通報に対してどこまでやってるのか、基本的には行政監察があるわけですから、これをきちっとやることによって明らかにしていくという方向性がもう一つ考えられるんじゃないかと思います。

それから、これはやや中身に入るんですが、先ほどどなたかがおっしゃっていたように、外部の労働者からの通報といっても、実は労働基準監督署に対する通報がかなり多いわけで、ああいう言わばそこで完結してるような通報については、必ずしも今後どうするとか、受付窓口をという話ではないんだろうと思っています。そういう意味で、今たくさんの対象法令があるんですが、あるべき通報の類型化みたいなのをもう少しやって、どここのところをきちっとすれば効率よく、かつ国民の期待に応えられるような、行政の信頼が増すような仕組みができるのかということ、少し詰めていったほうがいいのかと思います。

ちなみに、労働基準監督署は一応、労働者からの通報になっていますが、実際には退職した労働者の通報も受け付けていますので、そこら辺はさっき御指摘のあったところを含めて検討すべきじゃないかなとは思いました。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。では、井手委員どうぞ。

○井手委員 市区町村の窓口の問題で意見を述べたいと思います。私は、先ほど北城委員がおっしゃいました、窓口は市区町村においても作るべきだとの意見に賛成です。これは、本当はもう言うつもりはなかったんですが、結構、実態に応じてその市区町村ごとに考えていくべきじゃないのかという御意見が多かったもので、あえて申し上げたいと思います。やはり、例えばA町では公益通報の窓口はなくて、隣のB町ではあるということになると、法がもたらす公益が地域ごとであったりなかったりで、法の下の平等が確立されていないことになってしまいます。やはり、法で公益通報というものを受け付けるということが決められているのであれば、窓口の設置についてど

れだけ強制力があるかの問題は別として、理想的には、窓口は全部の市区町村にあるべきだと思います。

それで、来年で公益通報者保護法が施行されて10年になるんですが、窓口の設置が進んでないものをどうやって進めるのかという方策のほうをもう少しきちっとやるべきじゃないかなと思います。先ほど、川島委員がおっしゃっていましたように、例えば、市区町村でどうしてもできないのであれば都道府県が受け付けるとか、あるいは、土田委員が提案されたり、消費者庁さんがお出しになっていたりするように、幾つかの市町村で共同でやるとか、外部の通報窓口を作るとか、とりあえず、とにかく通報窓口を作るんだと。その方向を強化すべきだと思います。実態が伴わないから、人手の問題があるからという事情をおもんばかりに、設置を求めていく旗は降ろしてほしくはないと考えています。

自治体は、企業編のときと違って、インセンティブが付けにくいわけですね。企業編のときであれば入札でプラス点をつけるとか、あるいは顕彰制度とか、いろいろな方策ができますけれど、自治体に対しての入札は存在しませんし、自治体を顕彰してもしようがないという側面から言うと、窓口を設置している自治体への地方交付税の算入措置ができれば、それが一番いいんですが、そういうことは総務省が考えていないと思います。できるとすれば、もう、窓口を設置していない自治体の名前の公表しか、手立てはないわけですね。

本日は、違う制度ばかり出して恐縮なんですが、障害者雇用促進法という法律があります。何かというと、障害者の法定雇用率です。これを満たしていない団体について、特に国と行政機関ですね、それについて、まず名前を公表します。同時に是正計画を出させます。それから、是正計画の進捗が悪い機関については、厚生労働大臣が勧告できるということになっています。コストで言えば、障害者雇用のほうがよっぽど予算が掛かります。車椅子の人を1人雇おうと思えば、庁舎全部のバリアフリーをやらなきゃいけないし、聾啞者を雇おうと思えば、通訳が必要になります。それから比べたら、公益通報って毎日あるわけじゃないですし、担当者は兼職でもいいわけです。人事課とかそういう部門に兼職でも担当窓口を置いてもいいと思います。それが、なぜできないんだろうというのが、私の思いです。それこそ、市長さんとか町長さんとか、トップのお考えが反映しているのだと思うんです。

それで、勧告制度まで導入して、強制的に指導するのかどうか、法律までそういうふうに入れてというのは、議論があるかもしれません。大抵こういう議論は反対が来ますので。さはさりとて、窓口の設置へ、やることはあります。例えば、今、消費者庁さんが各自治体に行っておられる実態調査では、窓口が有りますか、無いですか、という点を中心だと思うんですね。その質問にプラスして、窓口を一体何年後に作るつもりなのか、全く作るつもりがないのか、聞いていただきたいと思います。それから、やはり理由ですね。窓口を設けない背景とか理由とかについてもプラスして聞いて

ていただいて、本当に市区町村が窓口を設置していないのは人手の問題なのか、何なのか、実態を解明していくと同時に、さらに、その質問をする中でもう少し設置を促すようにしていく方法もとれるのではないかと考えています。

○宇賀座長 ありがとうございます。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 所管する官庁以外の行政機関が通報の受け付けをして調査までやるべきだということを私のほうで申し上げて、それに対してはなかなか難しいんじゃないかなという御意見があったと思うんですね。確かに専門性の問題であるとか、人手の問題であるとか、いろいろ難しいところはあるんだと思います。ただ、じゃあ、結局、先ほども例に挙がっていたような、その省庁そのものが当事者化しちゃってるようなケースで、消費者庁に相談が来て、そのまま投げられるかということ、やっぱり投げられないと思うんですね。受けとめた省庁のほうも結局はその担当部署は外して別のところが調査するということになる、同じ省庁であっても全然専門性が違いますので、結局同じ問題が起きると。

他方で、最近、例えば地方自治体だと、包括外部監査制度とか、もう完全に外部を入れて中立的な立場で監査をしようという制度がかなり注目されて取り組まれようとしています。完全に浸透してうまくいっているかどうかの評価はまた別として、やっぱりそういうチャレンジがいろいろなところでなされていると思うんですね。会社についても同じように外部から人を入れてということで、何とかコンプライアンスを強くしていこうという取組もあると思います。そういう意味では、大変なのは分かるんですが、町であっても町の職員だけがやるわけではなくて、外部から専門家、そのケースについての詳しい人を委嘱したり、外部委員をお願いする等のやり方で専門性はフォローし、担当の省庁には協力義務を課して、情報提供であるとかそれなりの協力はさせた上で調査を進めるということは、まあできるのかなとは思っていて、その辺の具体的などういう形で実現可能なのかという辺りの現実的な議論を進めていただきたいというのが1点です。

それとですね、地方自治体の関係は、やはり先ほども意見が出ていましたが、首長の意識を持っていただくということがすごく大事だと思っています。行政のトップの立場としては、やはり知らないところで不祥事が起きるのは困るという不祥事予防の観点とか、行政処分権限を持っているところについては、その処分権限の担当部署の人をいっぱい増やすよりも、あるいは一定の事項について調査員をお金を払ってモニターみたいな形で調査を委嘱するよりも、はるかに安いコストで情報が集まってくる。そういうやっぱり意識を首長さんに持っていただくということはすごく大事だと思います。

併せてですね、15ページが一番下のところに「地方消費者行政推進交付金」の話が出ていますが、現に使える交付金があるということであれば、やっぱりそこも含めて必要性の意識を持ってもらい、お金についても国のほうから一定出るんですよ

と。人的な問題で内部で人を手当てするのが難しければ法律事務所等の外部に頼んで、そのお金については国が一定出しますということであれば、それほどやらない理由がないというか、というふうにも思いますので、その辺は少しどうやったらそういう首長に対する意識改革ができるかという視点での検討もしていただければと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、二つ目の課題である通報者保護の徹底につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○金谷企画官 それでは17ページでございます。通報者保護の徹底ということでございまして、先ほど来不適切な事案ということでいくつか御紹介させていただいた中にもございましたけれども、通報者の氏名の漏えいが、通報者に対する不利益取扱いにつながる恐れがあることの重大性に鑑みまして、通報者の秘密や個人情報の保護の徹底とその実効性を確保する措置の必要性が、有識者からのヒアリングで指摘されているということでございます。

18ページ一番上のところでございます。現行制度等の概況ということで書かせていただいておりますが、公務員につきましては国家公務員法及び地方公務員法におきまして秘密保持義務が課されており、ガイドラインではこうした通報に係る秘密の保持や個人情報保護の徹底に違反した場合には懲戒処分等適切な対応をとることとなっています。この上でどのような取組をすれば通報者保護の徹底が図られるのか更なる措置を検討してみてもどうかということで、四角のところを方向性を書かせていただいております。例えば、通報に係る情報につきまして共有する範囲を限定する規定を設ける等ガイドラインの更なる充実を図ってはどうかということで書かせていただいております。

これだけで十分な保護の徹底が図られるのかといいますと、我々としては必ずしもこれだけで良いと断言することはできないと思っております。ほかに何か良い保護の方法がございましたら、是非とも御意見を頂戴したいというふうに思っております。以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは、只今の説明、資料につきまして、御指摘、御質問がありましたら御発言をお願いしたいと思います。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 この前、北城委員が言われましたし、もう多くの方がこの秘匿の重要性を述べておられますし、私も全く同感であります。ただし、その秘匿がされなかった場合に、名前を知られてしまったということで不利益を被るということがあります。仮に分かっていたとすれば、それを明らかに分かったということ自体が、不利益を受けることと同義語になることがあります。これはもう仮に万が一知ったとしても報復をさせないというものと一体でなければならないということになります、事業者の場合にはですね。

これが例えばメディアの場合は別ですよ。これはもうメディアはその取材源の秘匿というのは最高裁でも認められていますから、望めば、これは絶対通報者の氏名は明かしません。それは守りますね。その次に、メディアは通報者に報復は絶対しませんね、どんな主義主張があろうとも、メディアは絶対に報復をしないという点があるんですね。事業者の場合は、通報を受けた部署の人は通報者の名前は知ってるわけですよ。だから、そこらを出さないと言えるのかという問題がある。それはいや、社長が、その通報者はけしからんやつということで、通報者の名前を知っている課長か部長に、「君、名前を言え」と言った時、それは社長であっても絶対言えませんよ、ということができるとかどうかいことはとても重要なことになります。分かっててもそこで報復したときに、報復したことがいかに重大な、それは経営者自身の責任になるんですよということを確保しとかないと、その議論も僕は必要なんじゃないかと思っているんですよ。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。山口委員、どうぞ。

○山口委員 やはりこの匿名通報というものは重大な問題の指摘であればあるほど実名が特定されるというものと私は理解しております。ですから、今日幾つか事例で御紹介されましたが、やはり単にケアレスミスというか、ミスでその名前を出しちゃった、メールにたまたまその通報者の名前が出ていたとか、それはもう論外ですが、やはり実際の通報を受けるもしくは調査を行うという人間が、匿名性をできるだけ確保するというのは、単に名前を漏らすだけではなくて、その調査や受け付けの対応によってはそういうことがすぐに出てしまうということを前提として、外部通報ガイドライン等で具体化を図るということについては賛成をしたいと思います。

もう一つ、私は大阪市のある部局の監査役に就任している関係もあり、大阪市の通報制度に関心を持っておりますが、内部の職員が内部に通報することは一般の事業会社と変わらずによくあるんですね。これはなぜかという、やっぱりそれは早く通報として処理しないと自分たちの組織が外から批判をされて、問題行為として色々叩かれるといった意識が通報のインセンティブになっているんですね。こういうインセンティブがあるから内部通報が行われることもあるのですが、今日お話があるこの外部の労働者から内部にというのは、やっぱり井手委員がおっしゃるとおりで、インセンティブがどうしてもないんですね。中にはやはり指摘をする、通報に基づいて指摘をすることによって、その行政がある意味評価をされる。そういうのも例えば幾つかありますが、そういうところは黙っていたってちゃんとやってくれるわけですが、そうじゃない行政機関がやはり外部から情報を受領しても、それを本当に調査するインセンティブって一体どこにあるのかなと疑問に感じます。

串岡委員、今野委員がおっしゃるように、本当は誠実に公務員として対応していただける人であればいいわけですし、そういう方も多いと思うんですが、やはり外の問題をどう対応していくかというこのインセンティブというのは残念ながらないわけ

で、私は今後の方向性としては、例えばちょっと今出ている外部通報ガイドラインとか、これって一体公益通報者保護法とどこまでリンクして運用されていくべきものなのか。例えば、今、問題になっている通報の秘密の保護といたら、これが保護されちゃえば、公益通報とは関係ない話でしょう。結局は誰が通報したか分からないわけですから。労働者の地位の保全ということとは関係ないわけですが、それでもやっぱりこうやって外部通報ガイドラインできちんと規制していきましょう、というわけですから、私の感覚としては、やっぱりこれから先、公益通報者保護法とこの外部通報ガイドラインは、やはり趣旨、制度においては極めてリンクをさせて検討すべきではないかと考えています。たとえ法改正まで行かなくても、何かやっぱり行政がこういった通報が来たときには、これに対してきちんと対応しなきゃいけないという点を、もう少し外からの縛りを厳しくしていかないと、通報者の秘密保護の要請に行政が応えていくというのは、やはり難しいのではないかと、そのように思いました。以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。光前委員、どうぞ。

○光前委員 私は通報を受け付けた行政機関が、故意あるいは重過失で通報を漏らしたという場合にはもう論外なんですけど、特別な刑罰規定というよりは、今ある国家公務員法等の規定に基づく懲戒規定ですね、これをきちんと行使していただきたいと。

それから、通報を放置したような場合ですね、今、山口委員が言われたような場合についても、きちっとその制裁規定で対応していただきたいなど。インセンティブというよりはやっぱりそういう罰則によってきちんと処理を促すということをお願いしたいと思います。

それから、調査の過程で行政通報の場合ではどうしても通報者の秘密というのばれてしまうことが多いんですね。それは今回出させていただいている世田谷の保健所の事件の例が正にそうで、これはもう、どんなきれいごとを言っても通報者はばれてしまうわけなんです。ばれてしまったときにどうするかということを考えなくちゃいけないわけで、特に行政通報の場合については、行政通報に対して、事業者が何か通報者に対して報復的な措置をとったような場合には、きちっと事業者に対してペナルティを加えるという制度を設けない限り、通報者の保護というの守れないと思うんですね。ですから、私は内部通報に対する事業者の制裁についても制裁規定を設けたほうがいいんじゃないかという意見なんですけど、それについて問題、それは事業所内部の問題なので、制裁規定をどういう形で発動するかというのは難しいんですが、少なくとも行政通報については行政庁が関与しているわけですから、それに対して事業者が違反行為をしたような場合についてはきちっとペナルティを行使すると、そういう制度を設けていただきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。井手委員、どうぞ。

○井手委員 どうやって個人情報の漏えいを防止するかについては、まさにこの17ページの有識者ヒアリング等における指摘の5、6、7番目に書いてあることで尽きていると思います。やはり、これはもう漏らした人というのを厳正に懲戒処分するというとしかないと考えるんですね。人生がかかっている通報者の人たちの情報を漏らしたわけですから、理解いただけると思います。それで、問題はですね、ガイドラインに書いてあるように、故意、つまりみだりに他人に知らせ、また不当な目的に利用したという人以外に、安易な調査によって結果的に漏れてしまったという例だと思いません。こうした事例についても、どうするのかという議論をちゃんと進めてほしいと考えています。これも、通報者にとっての結果としては、影響としては同じなんです。みだりに漏らそうが、結果的に漏れてしまおうが、多分、個人情報保護法でも、影響を考慮した考え方を取られていると思うんです。これは宇賀先生が一番お詳しいと思うんですけども。

だから、結果として一緒の影響が出た事例であれば、当然罪は一緒だという考え方、懲戒処分の程度の問題はあると思うんですが、それを基本にするしかないのではなからうかと考えています。ただし、それはもちろん、外部の通報ガイドラインをしっかりと整備をして、こういう調査の配慮を欠けば、個人情報漏えいが起こるおそれがあることをしっかり書き込むとか、研修のスキルを上げるというのを、全国の行政機関みんなでやるということの共通認識ができてという前提がないと、処分の考え方も理解が進まないと思います。

それから、懲戒処分のことばかり言うと、公益通報窓口の担当部署になった人が、懲戒処分のリスクだけを負ってしまって、その担当部署に来たくないということが生じると思うんです。公益通報窓口への配転は、何か嫌なポジションになってしまったと。私はヒアリングのときに申し上げたんですが、やはり、飽きも必要で、通報をきちっと処理をしたというのは、大変な難しいことですし、これを人事評価に反映してほしいということです。処分とは、逆のことですね。企業編のときにも、企業を顕彰するときに、窓口の個人も顕彰してほしいと申し上げ、取り入れていただいたんですが、あれと一緒にことを行政機関でも行うようにしたらどうでしょうか。

消費者庁さんは、毎年、公益通報の関係の研修会というのをもちで、全国から行政機関をみんな集めていらっしゃるわけですね。そのときに、自治体の職員を顕彰した、そういう好事例についても発表していただいたらどうかと思います。こういうふうに通報の調査をしていって、こういうふうに個人情報を乗り越えていったんだということを、こういう調査でいったらこういうふうにできましたよということを通報者の個人情報に関わらない範囲で明かしてもらって、情報共有する形にすればどうか、という提案です。行政機関で公益通報をきちんと処理できる人というのは、スーパー職員なんです。そういうスーパー職員をいっぱい作っていき、ノウハウを全国で共有していかないと、行政機関ってよくなれないと思いますし、だから、顕彰と処

分という表、裏の手立てをセットで進めていくことが一番、効果が上がるんじゃないのかなと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。北城委員、どうぞ。

○北城委員 まず、窓口になってる人が公益通報者の情報を漏らすというのは懲戒処分の対象になると書かれていますが、それはそれでいいと思うのですが、この17ページの真ん中に書いてある中身は、通報処理ガイドラインを改正し、通報者の個人情報の漏えい、公益通報の窓口となる職員が公益通報者の情報を正当な理由なく他者に提供する行為を書かれています。この正当な理由があったら通報者の情報を他者に提供していいという発想自体がまず間違いで、ともかく絶対に漏らしてはいけません。正当な理由があったにしても、ともかく通報者の同意なしに漏らしてはならないとすべきです。それから、調査の過程で本人が分かってしまうことはあり得るけれども、しかし、できるだけ個人を特定しないで調査をするような努力をしなければいけないと思います。その上に、窓口になる省庁の窓口以外の第三機関、例えば消費者庁とか、あるいは外部通報窓口のところでもいいのですが、ともかくその省庁に伝えるのは嫌だと思える人に対して、別なところに伝えて、そこが本人の名前を伏せて調査を依頼する仕組みを用意する必要があります。ともかく自分の関係する省庁の窓口の人に伝えると、少なくとも窓口の人には自分の名前が分かってしまうことになります。それも不利になると思う人がいます。

あと、先ほど言ったように、窓口の人は人事異動でほかに行くかもしれない。特に人事課の人たちが窓口を務めた場合には、人事の人にこの人物はどういう人かと分かっちゃって、それ自体が将来、人事上の配置などで不利になる可能性があります。基本は自分の省庁の中に窓口を作って、そこは情報を守るにしても、それ以外に問題提起をできるところを常に用意しないと、個人の名前を守ることはできないと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。時間の関係もございまして、本日はここまでとしたいと思いますけれども、もし更に御意見などがありましたら事務局に御連絡をしていただければと存じます。活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

まず、通報への適切な対応の確保につきましては、今回皆様の御協力によって概ね認識は共有されたと思われまます。外部の窓口があったほうが良いということは大体共通の認識だったかと思えますけれども、そこでどこまでやるか、調査までするかどうかという辺りはまだ意見は分かれているかと思えますが、その辺りはさらに事務局のほうでも詰めていただければと存じます。

そして、ガイドラインを具体化していくということについては、概ね皆さん御賛成いただきましたけれども、さらに実効性を持たせるために、例えば井手委員から御指摘いただきましたように、時間軸を入れて実効性を持たせるという御指摘とか、ある

いは調査に行ったときには、通報があったから調査に来たということは絶対言わないようにするという事とか、それから、公益相談の窓口につきまして、特に市町村について土田委員等から、いわゆる広域連携の仕組みを活用してはどうかというご提言がございました。これはいろいろなやり方があると思います。共同設置とか、あるいは都道府県に事務の代替執行をお願いする等の方法が考えられます。

それから、通報の結果を相手方の通報者の求めに応じて知らせるということにつきましては、求めがなくても知らせるべきと、井手委員から御指摘をいただきました。それから、川島委員からは、最初に通報を受けたときに必ずフォローアップを望むかどうかということを確認すべきだという御指摘をいただきましたので、それらのご指摘を踏まえて、もう少しガイドラインでは踏み込んで書いていただくように検討をお願いしたいと思っております。

それから、通報についてももう少し類型化して考えることという御指摘を島田委員からいただきました。それから、特に通報の窓口、特に市町村窓口についてのサポート体制のことも考えていくべきだという御指摘も川島委員からいただきました。今日の御議論を踏まえまして、さらに充実させた上で資料の6ページ以降の(1)から(5)のそれぞれにつきまして、具体的な取組の方向性として枠組みで記載されている内容を基本として報告書の案の作成を事務局に進めていただきたいと思います。

また、通報者の保護につきましても、概ね認識は共有されたところかと思えます。通報者の保護を徹底していくために、秘密を漏えいした者に対するペナルティーをしっかりと強化していくべきだという御指摘と、それから、他方でしっかりと通報者の秘密を守ってこの公益通報を的確に処理した者に対する顕彰とか、あるいはそのベストプラクティスの共有とか、そういった御指摘などもいただきました。そういったことも踏まえて、報告書の案の作成を事務局のほうに進めていただきたいと思います。

本日、非常に貴重な御意見をたくさんいただけたと思っておりますので、事務局のほうでそれを整理していただき、なるべく報告書に盛り込む方向で進めていただきたいと思います。報告書の案は本検討会の最後に改めて委員の皆様にご覧いただくこととしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。「行政機関の取組の促進」という検討テーマにつきましても、皆様の御協力によりまして、今回で概ね議論を終えることができたものと存じます。

なお、事前に事務局からお知らせいたしましたように、通報者の保護に係る要件、効果等に係る行政的措置の導入などに関しましては、通報者保護に係る要件、効果等を検討する回で議論したいと思っております。

次回からは通報者保護に係る要件、効果等をテーマに御議論いただきたいと思いますので、事務局は消費者庁がこれまで行ってきました関連する調査結果やヒアリング結果などを整理して、次回の資料の準備を進めていただきたいと思います。

それでは、時間でございますので、本日の議論はここまでとしたいと思います。

《 3. 閉会 》

○宇賀座長 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○加納課長 本日も積極的に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。お聞きしておりますと、いろいろ課題があつて、いずれにしても行政通報の適切な仕組みを図っていかなければいけないということですが、運用でカバーできる場所もあると思いますし、やはりガイドラインの改定だとか、あるいはさらに突っ込んで制度的なところもというのが、レベル感がありますので、そこをちょっともう一回事務局のほうで整理をさせていただきたいと思います。

また、やはり結構、直ちにできることと、中長期的課題とといいますか、長いスパンでちょっと考えていかなければいけないところもたくさんあるかなと思つたので、その辺もまた意識しながら検討していきたいと思つています。基本的には、座長に先ほどおっしゃっていただいたところを念頭に置きながら、事務局のほうで作業を進めていきたいと思つています。

次回でございますけれども、行政関係は本日で終わらせていただきまして、制度的な通報に関する要件、効果に関する問題についてテーマ設定をさせていただきたいと思つております。それから、日程については改めて正式な開催案内を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の議事内容につきましては、また皆様に御確認いただいた後に公開をさせていただきたいと思つていますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○宇賀座長 それでは、本日はこれにて閉会といたします。大変御多忙なところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。

(以上)